

安永・天明期の吉田篁墩 三

——『足利学校蔵書附考』下——

柏 崎 順 子

一、史跡足利学校所蔵『足利学校』所収『足利学校蔵書目并附考』

前稿⁽¹⁾発表後に、史跡足利学校所蔵立原翠軒旧蔵写本『足利学校』所収の『足利学校蔵書目并附考』を調査する機会を得た。同本は『訂補足利学校遺跡図書館古書分類目録』（足利学校遺蹟図書館後援会、昭和五十年二月）には記載されなかった本で、『史跡足利学校関係資料調査報告』（足利市教育委員会発行、平成十一年三月）にはじめて記載されたものである。

足利市文化財専門委員会委員長倉澤昭寿氏の垂教によれば、『足利学校』はもともと足利学校遺跡図書館に所蔵されていた本ではなく、『訂補足利学校遺蹟図書館古書分類目録』発行後に、水戸の古書肆から購入したものであると

のことである。一丁オ右下に押捺された蔵書印「此君堂藏本」（陽刻）によって立原翠軒の旧蔵書であることが判明する。翠軒は、前稿で明らかにしたように、篁墩が『足利学校蔵書附考』の草稿本『足利学校蔵書目并附考』を脱稿するや、直ちに送致して一閱を請うた人物である。その翠軒が所蔵していた写本であるとすると、篁墩から草稿本『足利学校蔵書目并附考』を送致され、一閲した間に書写したのかもしれない。もしそうであれば、前稿に、「追補が行われる以前の稿本の転写本と認められるものは存在しない。」と記述したが、それを覆す、成立当初の篁墩自筆草稿本の態様を伝える貴重な一本ということになる。そうではなく、後に書写された本であったとしても、篁墩自筆清書本によって成立したと考えられる第二系統の諸本のうち、大多数の本の祖本、天理大学附属天理図書館所蔵狩谷楳斎書写本と比較するならば、佚亡した篁墩自筆清書本の態様を明らかにすることができるかもしれない。いずれにしても、『足利学校』所収の『足利学校蔵書目并附考』は諸本研究の鍵を握る貴重な一本であることにちがいないのである。

調査の結果、同本は、予想通り、追補が行われる以前の篁墩自筆草稿本の転写本、それも行数・字詰めに至るまで篁墩自筆草稿本の態様を忠実に写し取ることに努めた善本であることが判明した。ただし、筆写したのは別人である。『足利学校』の体裁は以下の通りである。美濃本一冊。表紙は黄色無地で、左肩に題簽「足利学校」（墨書）を貼付。紙数は、巻首に遊紙一丁（オ右下に陽刻の蔵書印「雨谷〱氏印」、ウ白）、墨付十九丁、うち、足利学校の俯瞰図一丁（ウ白）、著者名・書名不記載の足利学校の現状・来歴・貴重書について漢文で記述した稿本（十一行二十字詰）八丁、篁墩『足利学校蔵書目并附考』（十行不定字詰）十丁、計二十丁。

以上で明らかであるのが、『足利学校』は、足利学校の現状・来歴・貴重書について漢文で記述した著者名・書名不記載の稿本と、篁墩の著作『足利学校蔵書目并附考』と、二書を合綴した本である。二書を合綴したのは翠軒であ

ろう。合綴された二書は、いずれも翠軒の手許に置かれていたはずと考えられる書であるからである。合綴される前の二書は、所謂仮綴の状態で架蔵されていたのであろう。翠軒の蔵書印「此君堂蔵本」が一丁オ、すなわち足利学校の現状・来歴・貴重書について漢文で記述した著者名・書名不記載の稿本の巻頭（足利学校の俯瞰図の右下）にのみ押捺されていて、九丁オ、すなわち写本『足利学校蔵書目并附考』の巻頭には押捺されていないということは、翠軒が蔵書印を押捺したのは二書を合綴・製本した後であることを示していると考えからである。合綴される前に既に二書にそれぞれ表紙が付されていたのであれば、書名不記載の稿本に蔵書印を押捺して、写本『足利学校蔵書目并附考』に蔵書印を押捺していないのは不自然に思えるし、書名が定まらぬ稿本を製本して蔵書印を押捺したというのは更に不自然なことに思われる。

合綴された足利学校の現状・来歴・貴重書について漢文で記述した稿本の著者は翠軒であろう。他人の著作であれば必ず著者の名を記載するはずと考えるからである。翠軒の手許に置かれていたはずの稿本と考える所以である。

内容は、はじめに二十字詰で十五行、足利学校の現状と来歴を簡潔に叙述し、一行の空行を置いて、「秘府之書」と題し、『尚書注疏』『毛詩注疏』『礼記注疏』『周易注疏』『文選』『礼記』『古文尚書注疏』『論語皇侃義』『周詩』『古孝経』と古活字版『家語』『貞觀政要』『七書』について、著者の目にとまった諸本の特色を叙述する。

『尚書注疏』『毛詩注疏』『礼記注疏』については、宋版であること、巻頭に「此書許出学校門外憲実」の十一字が墨書されていることを述べて、各冊に押捺されている憲実の印「松竹清風」、および憲実の花押の模写図を載せている。

『周易注疏』については、「右朝鮮本。開卷書上杉右京亮藤原憲忠寄進。」と記述している。上杉憲忠寄進の『周易注疏』といえば、宋版初印本である上に、陸放翁の子陸子適の識語が各冊に書記されている「珍中ノ珍」といわれて

いる本である。その本を稿本の著者、恐らく翠軒が朝鮮本と認定しているのは理解に苦しむが、あるいは閑叟新樂定『足利学校藏書目録』の「文選李善五臣註」の項に、「此本、上ノ周易注疏ト紙相同シ。朝鮮製ニ似タリ。」と指摘している点が判断を狂わせた原因であるのかもしれない。いずれにしろ、陸子適が陸放翁の子であることに気づいていれば、防げた誤りである。

『文選』については、金沢文庫旧蔵の刊本であることを述べて、巻首に押捺された印「足利学校」と巻尾に押捺された北条氏政の所謂虎の印の模写図を載せている。氏政が永禄三年六月七日に学校に寄進した本であることを証する識語や、卷三十末の九華の識語、「州産九華、行年六十一之時、欲赴于郷里過相州。太守氏康・氏政父子聽三略、講後話柄之次賜之、又請再住于講堂矣。」については触れることがない。

『礼記』については、北条氏康旧蔵であること、また「毎字加朱圈。其法不定、殆不可曉。相传今国字点類也三云、呼為知模点。」と一種の乎古止点が施されていることを述べて、その知模点図を載せている。

『古文尚書注疏』については、古写本であること、足利学校の印と轟文庫の印とが押捺されていること、古字や奇体の字が多く使われていることを述べて、轟文庫の印の模写図を載せ、その後二十字詰で四十九行、各卷で使われている古字や奇体の字を例示している。本稿本中の圧巻である。

『論語皇侃義』『周詩』『古文孝経』については、写本であることを注記するのみである。

『家語』『貞觀政要』『七書』については、『家語』の跋を引用して、伏見版といわれる所以を明らかにしている。

最後に、「右数百卷之書、曆数十百年而存于今者、真天幸哉。其余近世所蔵若干卷、不暇枚挙。略記其概、以示好古之人而已。」と述べて結びとする。

本稿本は、足利学校の貴重書について、実地の調査にもとづいて記述している点、書誌学的観点の欠落した不十分

な調査ではあるが、閑叟『足利学校蔵書目録』に先んじて行われた学外者による調査の記録として注目されてしかるべき著作である。足利学校の蔵書目録を一見しただけで所見を陳述している篁墩の『足利学校蔵書目并附考』とは対蹠的な著作である。史跡足利学校所蔵写本『足利学校』は、本稿本を本編とし、参考文献として『足利学校蔵書目并附考』を附録した本のように見えるのは、実地調査によって得られた知見の重み、あるいは新鮮さのしからしめるところであろうか。

『足利学校』所収の『足利学校蔵書目并附考』は、前稿で詳論した分類にしたがえば、第一系統の異本ということになる。これまで知られている第一系統の諸本、前田育徳会尊経閣文庫所蔵本や天理大学附属天理図書館所蔵本と区別するために更に細かく分類するとすれば、史跡足利学校所蔵本所収の該本は第一系統第一類の本、尊経閣文庫所蔵本や天理図書館所蔵本は第一系統第二類の本とするのが穏当であろう。

『足利学校』所収の該本の特徴は、第一に、第一系統の他の二本に共通する特徴、すなわち、首題を「足利学校蔵書目并附考」と記載すること、尾題を「足利学校蔵書目并附考終」と記載すること、首題の次行に記載されている著者名は「篁墩逸樵吉安資坦」であること、跋の末尾に記載されている筆者名は「吉安資坦」であること、「附考」の書き出しは「吉按するに」にすべて統一されていること等の諸特徴を、該本もまたことごとく具えていることである。該本を第一系統の一本と認定する所以である。

第二に、翠軒から返却された草稿本に、篁墩がその後、更に書き加えたと推定される注記等を、該本はことごとく具えていないことである。該本を第一系統の異本と認定する所以である。

第一系統の他の二本は具えているのに、該本のみ具えていない注記等とは次の通りである。

(1) 一丁オ八行目、宋版五経を列記した後に付された原注「右宋板十三経之五経」に対して、篁墩が翠軒から返

却された草稿本の上欄に書き入れた注「按するに、十三經といへる目、玉海にも見えたり。是八十經に三伝を合ていへり。明にいたりて孟子を加へ、春秋を左伝に合して、これを十三經といへり。」は、第一系統の他の二本は同様に上欄に書き入れてあるが、該本の上欄には篁墩の右の注は書き入れられていない。前稿で、篁墩の右の注は、翠軒に草稿本を送致した段階では、まだ上欄に書き入れられていなかったと考えられることを、『艾峰書簡第三』所収の翠軒宛日付不記載書簡の一節を引用して推論したが、該本はそれを証明してくれたのである。

(2) 四丁ウ三行目、第一系統の他の二本は、割り注「 」か重刻外台秘要方の序にも見えたり」の人名が記載されていたと推察される箇所を、文字を読みとることができなかったのか、所謂中抜き長方形の記号をもって表記しているのであるが、該本はそこを、「山県孝儒か重刻外台秘要方の序にも見えたり」と記載している。山県孝儒は周南である。周南の編著に『重刻外台秘要方』があるとは、にわかには信じられない言説である。恐らく篁墩は、翠軒から草稿本を返却された後、記憶違いに気がついて、山県孝儒の四字を抹消したのであろう。なお、第二系統の諸本は、この割注を「皇刻の外台秘要の序にも見えたり」と修整している。

(3) 第一系統の他の二本は、前稿に詳述したように、第二段落は、所謂上覧本二十八部のうち、第一段落で取り上げた宋版五經と『論語』『孟子』を除く二十一部の書目を引用し、その後篁墩所見の『足利学校書目』にそのように記載されていたのをそのまま引き写したと考えられる「都合二十八部」の六文字を五丁ウ十行目、すなわち五丁ウの最終行に書記し、さらに次丁六丁オ一行目に、「後漢書一部 宋板様 上杉 守憲房寄進」と、同二行目に「学校 月江印」と、同三行目を空行として、同四行目以下に「附考」を載せている。これに対して、該本は、六丁オ一行目を空行とし、同二行目に「学校 月江印」と書記し、同三行目を空行として、同四行目以下に「附考」を載せている。要するに、該本は、他の二本には記載されている「後漢書一部 宋板様 上杉

守憲房寄進」の記事を記載せず、空行としているのである。篁墩が被閲した『足利学校書目』と同系統の本と考えられる松浦史料博物館所蔵本も、同様に、「都合二十八部」の次行には「学校 月江印」と記載している。松浦史料博物館所蔵本の態様から、「後漢書」部 宋板様上杉守憲房寄進」の記事は、篁墩が、草稿本に後から書き入れた記事と推察されたものの、それを主張するに足る証拠をほかに得ることができなかったため、前稿においては触れなかったのであるが、該本に右の記事が記載されていないことによって、推察が誤っていなかったことを確認し得た。篁墩は、情報源は明らかでないが、上杉憲房が寄進した足利学校所蔵の『後漢書』は、所謂上覧本二十八部のうちには含まれていないが、宋版かと思われる古刊本であるという情報を得て、翠軒から草稿本が返却された後、備忘のために、ここに書き入れたのであろう。閑叟新樂定『足利学校蔵書目録』に、「後漢書、唐本、全二十冊。首ニ上杉五郎憲房寄進ト誌シ、花押アリ。正統中ノ刻本ナリ。」と記載する『後漢書』のことであろう。『足利学校貴重特別書目解題』に、「毎葉版心ニ正統八・九・十・十一ノ年号アリ、景祐四年余靖ノ上音ヲ附ス。」と指摘して、明・正統刊本と認定しているのである。同本は『訂補足利学校遺蹟図書館古書分類目録』に「後漢書 九十卷志三十卷、宋苑晔撰、唐李賢注 明正統刊」（請求番号 足二〇一五〇一五一二）と掲出されている。不確かな情報に篁墩が踊らされたことと見ることも可能であろうが、実地の調査に備えて、不確かな情報であっても、足利学校の宋版に関する情報は細大洩らさず書きとめておくことにしたのであろうと見るほうが、当を得ているように思われる。

(4) 同じく第二段落の「附考」の末尾、七丁オ七・八行目、第一系統の他の二本には、割注「叡山下円光寺に、足利ニ住たる僧携来りて置たりといふ宋板の経書有と、宇佐見恵助親見せしと物語ありと、立原万説。」が記載されているが、該本には、この割注は記載されていない。八行目は空行になっている。この割注もまた、翠軒か

ら草稿本が返却された後に、篁墩が七行目の余白と空行の八行目とを利用して書き入れたものであることを、このたび該本を調査する機会を得て、はじめて明らかにすることができたのである。もっとも「立原万」は翠軒である。翠軒に草稿本を送致するまでは、足利学校所蔵の宋版について、同人と知識を交換するようなことをしなかった篁墩が、草稿本に最初からこの割注を書き入れるはずがないのである。前稿執筆時、それに気づかなかつたのは迂闊であつた。

(5) 第一系統の他の二本は、篁墩の跋のあと、十一丁オ五行目以下に、『鎌倉大双紙』の足利学校に関する記事と、『弁疑書目録』所収の「足利本ノ書目」、およびそれに関する篁墩の考説と、京都の村井古巖から聞いたという円光寺の所蔵に関する奈佐隅東の談と、追補と推察される以上三条を収録している。追補と推察されるというのは、前稿に触れたように、翠軒から返却された草稿本を落掌した旨報じている『艾峰書簡第三』所収の翠軒宛日付不記載書簡に、『鎌倉大双紙』の記事を書き加えることにしたと報じていること、また、奈佐隅東の談を書きとめたあとに「天明五年十月初旬記」と記載しているからである。推察通り、該本の篁墩の跋の後は余白で、右三条は書き入れられていない。第二系統の大多数の本の親本、宮内庁書陵部所蔵伊沢蘭軒自筆奥書本には、右三条のあとに、篠崎東海『東海談』の足利学校に関する記事が追補されており、これは篁墩ではなく、翠軒が追補したものであることを前稿で明らかにしたが、当然のことながら、該本にはこの記事も書き加えられていない。翠軒の追補は仮綴共表紙の草稿本の後表紙見返しに書き入れられたと考えられることについては前稿に述べた。以上の諸点から、該本は、篁墩から送致された草稿本『足利学校蔵書目并附考』を、翠軒が何者かに委嘱して書写せしめ、架蔵した本で、のちに、翠軒みずから足利学校を訪れて貴重書を閲覧し、その時得た知見を何者かに委嘱して清書せしめた稿本を、該本と合綴して、現在のような態様の本としたのではないかと考えられる。

なお、第一系統第一類の史跡足利学校所蔵『足利学校』所収の該本と、第一系統第二類の前田育徳会尊経閣文庫所蔵本とを比較してみたところ、各丁の行数・字詰めが、数カ所を除いて、極めてよく一致していることに気がついた。これは両本の筆写者が、ともに、篁墩の草稿本の態様を行数・字詰めに至るまで忠実に写し取することに努めたからであろう。一致しない点の多くは尊経閣文庫所蔵本の筆写者の気のゆるみと推察されるが、それもわずかな数箇所である。両本は信頼するに足る写本であるばかりでなく、失亡した篁墩の草稿本の態様を考える上でも貴重な資料として重んじられるべきものである。

篁墩から草稿本の所説についての意見を求められた翠軒は、いつでも問題の箇所を何丁何行目と明確に指示することができるよう、行数・字詰めに至るまで、草稿本の態様を忠実に写しとり、手許に置くことにしたのであろう。該本は、翠軒の誠実な人柄と、篤い友情を感じ取ることができる写本でもある。

二、天理大学附属天理図書館所蔵本と宮内庁書陵部所蔵本

天理大学附属天理図書館所蔵狩谷校斎書写本の上欄には、十四箇所、篁墩の所説に関する校斎の見解等が書き入れられている。校斎の書き入れは清書本『足利学校蔵書附考』の記載の不備を指摘したもので、校斎の学識を窺うことができるばかりでなく、研究書としての『足利学校蔵書附考』の評価に関して参考になるものである。なお、同本の上欄には、ほかに二箇所、すなわち、二丁オ二〜五行目の上欄に「拋鎌倉大双紙、右京亮憲忠ハ憲実三子、幼名童若丸。」と、四丁ウ六〜八行目の上欄に「此間、鈔本・彫本混収、未詳之。」と、原注と推定される頭注が単線の枠に囲われて記載されている。

右の校斎の書き入れは、なぜか、校斎書写本をもって書写させたと奥書に明記している宮内庁書陵部所蔵伊沢蘭軒自筆奥書本に移写されていない。したがって、蘭軒自筆奥書本の転写本と認められる第二系統の大多数の本にも、また、この書き入れが移写されていない。移写されていないわけは、蘭軒自筆奥書本成立時点においては、校斎書写本には未だ右の書き入れが行われていなかったからであると考えられることもできるし、また、蘭軒が、奥書によれば、源子孝に校斎書写本の書写を依頼した際、上欄の書き入れまで書写するには及ばないと指示していたからであると考えられることもできる。問題を複雑にしているのは、蘭軒自筆奥書本に、既述の原注と推定される二つの頭注もまた移写されていないことである。校斎の書き入れが行われる以前に校斎書写本を借り受けて子孝に書写させたのであれば、二つの頭注は移写されていたはずである。蘭軒自筆奥書本は、蘭軒の要請によると考えるが、校斎書写本の態様を行数・字詰めに至るまで忠実に写し取ることに努めている写本であるからである。子孝の人念な仕事ぶりからすれば、字数わずかに二十一字と十一字の二つの頭注を、手間を惜しんで省略することにしたとは考えにくい。校斎の書き入れが行われた後に校斎書写本を借り受けて書写させたのであれば、そしてまた、校斎の書き入れの内容が蘭軒にとっては既知のことであったとすれば、蘭軒が子孝の手間を軽減するために、原注と推定される二つの頭注があることを失念して、上欄の書き入れは一切書写するに及ばないと指示したということも考えられる。しかし、蘭軒が校斎の書き入れを書写する必要がないと指示したのであるとすれば、いつ、どこで、蘭軒はそれほどの知識を蓄えるに至ったのか、それを明らかにしなければなるまい。蘭軒がそれほどの知識を、いつ、どこで蓄えたのか、それを論ずるためには、蘭軒が子孝に校斎書写本の書写を委嘱したのはいつごろのことか、それをまず明らかにしておく必要がある。

三、宮内庁書陵部所蔵伊沢蘭軒自筆奥書本の成立年時

蘭軒自筆奥書本には「文化癸丑小春」付の蘭軒自筆の奥書が巻尾に存している。ところが、暦を調べてみると、文化年間には癸丑の年はないのである。蘭軒存命中の癸丑の年といえば、寛政五年（一七九三）しかないが、掖斎書写本が成立したのは、同本の掖斎自筆の奥書によれば、文化元年（一八〇四）十一月三日のことであるから、寛政五年癸丑に蘭軒自筆奥書本が成立するということは有り得ないのである。奥書に「文化癸丑小春」と記載されていても、蘭軒自筆奥書本は成立年時不明の本として扱われなければならない本であったのである。

旧暦で暮らしていた古人が、その年が十二支の何の年であるのか、忘れるということは考えにくい。その年が十干の何にあたる年であるのか、それは正確に記憶していて、十二支の何にあたる年であるのか、記憶違いするということとは、まずあり得ないと考えてよいであろう。とすれば「文化癸丑」は、文化二年乙丑か文化十四年丁丑のいずれかの錯誤ということになる。他人が書いた文字を読み誤った可能性がある場合であれば、川瀬一馬が説くように、癸酉（文化十年）を癸丑と誤るケースも考慮する必要があるだろうが、奥書は蘭軒の自筆であるから、そのケースは考慮しなくてもよいであろう。

蘭軒自筆の右の奥書が文化二年乙丑の小春すなわち十月に書かれたと仮定すると、蘭軒自筆奥書本の成立は掖斎書写本成立のほぼ一年後ということになる。蘭軒・掖斎両人の親交を思えば、時間的には全く自然に思えるのである。しかし、乙丑は文化と改元された甲子の次の年である。現代人であればともかく、古人が甲子の次の年の干支を誤記するとは考えにくいし、掖斎書写本成立のほぼ一年後ということであれば、既述の上欄十四箇所への書き入れは未だ

行われていなかった可能性が高く、二つの頭注が移写されていないことをどう説明するか、苦しむことになりそうである。

一方、蘭軒自筆の右奥書が文化十四年丁丑十月、すなわち掖斎書写本成立の十三年後に書かれたと仮定するのは、蘭軒・掖斎兩人の親交を考慮すると、遅きに失するようにも思われるが、その前年、すなわち文化十三年三月十五日に求古楼すなわち掖斎宅において開催された古書の研究会求古楼展観に、足利学校所蔵の上杉憲忠寄進『周易注疏』北条氏政寄進金沢文庫旧蔵『文選』、当時は学校外に流出していた長享二年鈔本『孟子註疏解経』が出陳されていること、⁽⁴⁾足利学校所蔵の貴重書を借り出し、出陳したのは御書物奉行近藤守重（正斎）で、同人は、その後、長享二年鈔本『孟子注疏解経』十四巻七冊を蘭軒に対校させ、当時の所蔵者（福山藩の服部貞吉か）の領会を得て、九月に足利学校に返納していること、⁽⁵⁾南宋刊重言重意本『周礼』十二巻二冊を掖斎に対校させていること、⁽⁶⁾そしてまた、同年六月十三日開催の求古楼展観にも、正斎は九点を出陳していること、⁽⁷⁾その詳細は不明であるが、前回に引き続いて足利学校の蔵書のことが話題になったであろうことは、想像にかたくないこと等を想起するならば、翌文化十四年に蘭軒が掖斎書写本を借り受けて子孝に書写させたとしても、必ずしも不自然であるとは言えないであろう。

問題は、蘭軒自筆奥書本に掖斎書写本の既述の掖斎の書き入れが移写されていないばかりでなく、これも既述の原注と推定される二つの頭注も移写されていないことである。原注と推定される二つの頭注を移写していないということは、たびたび触れるように、蘭軒自筆奥書本の文化二年乙丑十月成立を仮定する場合の問題点である。蘭軒自筆奥書本は、行数・字詰に至るまで、掖斎書写本の態様を忠実に写し取ることに努めているのに、わずか二つの、しかも原注と推定される頭注を移写する手間をなぜ惜しんだのか、説明に苦しむことになるからである。文化二年当時の掖斎書写本に既述の掖斎の書き入れが既に存していたというのであれば、上欄に細字で所狭しと書記されている掖斎の

書き入れを移写する手間を考え、蘭軒が子孝に上欄の書き入れは移写するには及ばないと指示した際、この二つの頭注の処理について指示することを忘れたために、掖斎の書き入れと同様に扱われ、移写されなかったであろうというような説明が可能になるが、後述するように、掖斎の書き入れは、実地に調査した者か、実地に調査した者から詳細を聴取した者でなければ書けないような内容のものが多く、文化二年当時の掖斎書写本に十四箇所の書き入れが既に存していたとは考えにくいのである。

蘭軒自筆奥書本が文化十四年十月に成立したと仮定すると、右の難点をことごとく克服することが可能になる。前に述べたように、蘭軒・掖斎両人が、その前年文化十三年三月十五日と六月十三日の求古楼展観の際に、意見を交換しながら足利学校所蔵の諸本を調査しているとすれば、子孝の手間の軽減を優先して、掖斎の書き入れは移写するには及ばないと指示することもあり得るし、掖斎の書き入れが、実地に調査した者か、実地に調査した者から詳細を聴取した者でなければ書けない内容のものであることについても、疑問を抱く余地はなくなる。

蘭軒が、原注と推定される二つの頭注の処理に関して、子孝に指示することを忘れた可能性が高いと考えるのは、蘭軒自筆奥書本の二丁オ上欄、第一の頭注を記載すべきあたりに、「拋鎌倉大双紙、右京亮憲忠ハ憲実ノ三子、幼名竜若丸。」と二行に書記した付箋が貼付されているからである。付箋の筆跡は子孝のように思われるが、別人かもしれない。蘭軒の筆跡とは異なっている。子孝とすれば、蘭軒の指示に従って、上欄を空欄にして書写したものの、この注は原注と思われるので、別紙に移写して紙間に挟んでおく故、よしなに処理されるよう、口上をそえて書き上げた写本を蘭軒に提出したのであろう。別人とすれば、できあがった写本と掖斎書写本とを比較するように命じられた蘭軒の門生が、この注は掖斎の書き入れと区別すべきものと考えるが、写本に書き入れてよいものか否か判断しかねるという理由で、別紙に書記して蘭軒に提出することにしたのであろう。

そうであるとすれば、四丁ウ上欄、第二の頭注を記載すべきあたりに、「此間、鈔本・彫本混収、未詳之。」と書記した付箋が貼付されているはずであるが、蘭軒自筆奥書本には、それらしい付箋の残片すら残されていない。しかし、第二の頭注を記載した付箋がかつて紙間に挟まれていたことは、蘭軒自筆奥書本を転写した東北大学附属図書館狩野文庫所蔵本の二丁オ三行目上欄に第一の頭注が、四丁オ八行目上欄に第二の頭注が記載されていることをもって証することができる。紙間に付箋が挟まれていなかったならば、狩野文庫所蔵本に第二の頭注が記載されるわけがないからである。また、第二の頭注が本来の位置、すなわち四丁ウ六〇八行目の上欄ではなく、四丁オ八行目の上欄に誤って記載されているのは、付箋が貼付されていたら起こり得ないことである。狩野文庫所蔵本の成立年時は明らかではないが、同本が書写された当時においては、両付箋とも貼付されていなかったと推定する所以である。蘭軒自筆奥書本の転写本と認められる無窮会専門図書館神習文庫所蔵本や国立公文書館内閣文庫所蔵本のように、上欄は全紙空欄としている写本があることも、両付箋が久しく貼付されていなかったことを示していると考えてよいのではなかろうか。

ちなみに、草稿本の転写本と考えられる第一系統の諸本のうち、第一類の史跡足利学校所蔵『足利学校』所収本は、問題の第二の頭注を、清書本の転写本と考えられる第二系統の一本、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵本とほぼ同じ位置、すなわち、狩野文庫所蔵本の四丁オ七〇八行目の上欄に相当する五丁オ六〇七行目の上欄に記載している。ところが、同じ第一系統の本であっても、第二類の前田育徳会尊経閣文庫所蔵本は、第二の頭注を、第二系統の大多数の諸本の祖本、天理大学附属天理図書館所蔵符合斎書写本とほぼ同じ位置、すなわち符合斎書写本の四丁ウ六〇七行目の上欄に相当する五丁ウ五〇六行目の上欄に記載している。ただし、符合斎書写本は、第二の頭注を、四行三字詰で六〇八行目三行分の上欄に記載するのに対して、尊経閣文庫所蔵本は、第二の頭注を、二行六字詰で、既述の二行分

の上欄に記載するという違いがある。

草稿本の最終段階の態様を伝えているらしい尊経閣文庫所蔵本が、清書本の態様を伝えていると考えられる第二系統の、それも大多数の本の祖本として位置付けられる椋斎書写本とほぼ同じ位置に第二の頭注を記載しているのは、当然と言えば当然であるが、第二系統の大多数の本と同じく、宮内庁書陵部所蔵伊沢蘭軒自筆奥書本を介して椋斎書写本を祖とする狩野文庫所蔵本が、草稿本の最初期段階の態様を伝える史跡足利学校所蔵『足利学校』所収本とほぼ同じ位置に、第二の頭注を記載しているのは、偶然の一致と考えるほかない。その理由は、既述したように、第二の頭注が別の小紙片に書記されて蘭軒自筆奥書本の紙間に挟まれていたとすれば、狩野文庫所蔵本の書写者が考えるであろう第二の頭注を記載するにふさわしい箇所は、史跡足利学校所蔵『足利学校』所収本が第二の頭注を記載している箇所しかないからである。蘭軒自筆奥書本の四丁オ七行目には「文選 金沢文庫蔵 二十一冊 按するに是写本なるへし」と、同八行目には「孝経大全 十冊 同書本 五冊」と、そして同九行目に「板本」と題して、同十行目に「礼記 十冊 周易書本 十一冊」と記載していて、第二の頭注にいう「此間、鈔本・雕本混収、」に相当する記載の乱れは、第二段落に掲出する書目においては、この四行しか認められないのである。また、同九行目に「板本」、次丁第一行に「書本」と題して、残り二十一部の所謂上覧本のうち十八部を分類掲出しているのに、金沢文庫旧蔵の『文選』に並べて、『孝経大全』の刊本と写本を取り混せて、特別扱いで掲出している『足利学校書目』の編者の意図も推察しかねるところである。恐らく、狩野文庫所蔵本の書写者は、第二の頭注を書記した紙片を手にして、第二段落に掲出された書目を眺めているうちに、第二の頭注を書記した紙片は、『孝経大全』の刊本と写本を掲出している八行目の上欄に貼付されていたに違いないと考え、そこに紙片の文字を三行に移写したのであろう。篁墩も、恐らく、最初は狩野文庫所蔵本の書写者と同様の気持ちで、鈔本と思いこんでいた金沢文庫旧蔵『文選』を掲出する行と、雕

本すなわち刊本と書本すなわち鈔本と、二部の『孝経大全』を掲出する行の上欄に第二の頭注を四行に書き入れたのであろう。「未詳之」には、分類が一貫していないことに対する疑問の他に、『文選』と並べて特別扱いされている以上、『孝経大全』は、『文選』同様の由緒ある本に違いないのに、『足利学校書目』はそれを詳らかにしていないこと、それをもどかしく思う気持ちもこめられていたのではなからうか。篁墩は、その後、「書本」の部に掲出する十六部のうちの何部かは刊本である可能性があると思うようになり、なかでも『論語』は刊本である可能性が高いと思い、『論語』を掲出する行を中心にその前後の行の上欄に、草稿本においては記号をもって頭注の移動を指示することで済ませたかもしれないが、清書本においては、はじめから、そこに第二の頭注を書き入れることにしたと考えれば、第一系統第二類の尊経閣文庫所蔵本と第二系統の大多数の本の祖本校斎書写本との関係も説明ができるのではなからうか。

このように見てくると、蘭軒自筆の奥書の日付「文化癸丑小春」は、文化乙丑小春の誤記と考えるよりは、文化丁丑小春の誤記と考えるほうが、諸証を矛盾なく説明する上では、有力であるように思われるのである。

四、篁墩の「附考」と校斎の書き入れ

蘭軒自筆の奥付「文化癸丑小春」が文化丁丑小春の誤記である可能性が高いと考えられるもう一つの傍証は、校斎の書き入れである。既にたびたび触れたように、校斎の書き入れは、実地に調査した者か、実地に調査した者から詳細を聴取した者でなければ書けないような内容のものが多く、文化二年当時の校斎に、これだけの内容のものが書けたかどうか、疑問であるからである。

次に校斎の書き入れについて、その点を検証してみたい。

(1) 第一の書き入れは、一丁オ五段目下段「礼記注疏（二十五冊／内、自三十三至四十書足）」に対するもので、「望之按、礼記注疏闕本ノ所、附积音本ヲ以テ補テアリ。」と補足説明している。割注右行の「二十五冊」は「三十五冊」の誤りであるが、校斎はこの誤りを見逃している。第一系統第一類の史跡足利学校所蔵『足利学校』所収本も、第一系統第二類の前田育徳会尊経閣文庫所蔵本も、同様に「二十五冊」と誤記しているが、篁墩が入手した『足利学校書目』と同系統の一本と認定される松浦史料博物館所蔵本には正しく「三十五冊」と記載されているので、この誤記の責めは篁墩が負うべきものであるかもしれない。校斎の書き入れは、割注左行の「自三十三至四十書足」について、卷三十三から卷四十までの八巻は、版を異にする附积音本（附积音注疏本）をもって書写した写本を補配しているという意であることを補足説明したものである。上杉憲実寄進の『礼記注疏』（内題「礼記正義」）は、全七十卷三十五冊であるべきところ、卷三十三から卷四十までの八巻四冊を欠く不完全本であった。のちに僧一華が欠けている八巻四冊を寄進して七十卷三十五冊完備の本とするのであるが、一華が寄進した八巻四冊は写本で、附积音本をもって書写したものであることを述べて、『足利学校書目』の簡に過ぎる記載について補足した書き入れである。解しかねるのは、校斎書写本の扉（元表紙）の見返しに、「英平吉曰、往歳、家兄遊于足利学、親見宋板経籍、写其題跋以帰。依而識此。」として、『尚書正義』に関する記事の次に、「礼記正義、有宋三山黄唐跋。此書、四冊欠。僧一華、以附积音本補写之。按一華者豊後国僧、文明永録年間人。」という記事が書きとめてあることである。扉を開くと、右側見返しに右の記事が書きとめられていて、左側一丁オ上欄に第一の書き入れが行われているのである。見返しに右の記事が書きとめられているのであれば、第一の書き入れは不要であろう。とすると、第一の書き入れが行われた後に、扉の見返しに右の記事が書きとめ

られたと考えなければなくなる。英平吉がその兄の手控えを掖斎に見せたとすれば、それは、書写が終わって平吉架蔵本が返却されたときか、それからあまり遠くないときであろう。第一系統第二類の一本前田育徳会尊経閣文庫所蔵本は「寛政十年歲次戊午四月二十五日英平吉郎写」の奥書がある本をもって書写した本であるが、同本は、掖斎書写本の見返しに一括して書きとめている平吉兄の手控えの記事とはば同文のものが、「平吉按」として『尚書正義』『礼記正義』に関するものが一丁ウ上欄に、「平吉按、往歳、家兄遊于足利学、親見宋板経籍、依而織此。」として『周易注疏』に関するものが二丁オ上欄に、分散して載せてある。あるいは掖斎は、平吉から、寛政十年平吉郎書写本を借りて、分散して載せている平吉兄の手控えの記事を一括し、平吉の文章に手を加え、自ら書写した本の見返しに移写したのかもしれない。いずれにしろ、掖斎が平吉兄の記事を書きとめたのは、掖斎・平吉両人の間で筆塚『足利学校蔵書附考』が話題になっていた期間、掖斎書写本の成立からあまり遠くない間のことと考える。そうであるとなると、第一の書き入れが行われたのは掖斎書写本成立の直後としなければならなくなるが、そこで問題になるのは平吉兄の手控えの記事を見る以前に、掖斎はどこで、憲実寄進の『礼記注疏』（内題「礼記正義」）に補配された八卷四冊が附釈音本の写本であることを知ったのか、その点である。掖斎書写本成立以前、すなわち文化元年十一月三日以前に成立した著作で、補配された八卷四冊が附釈音本の写本であることを記載しているものとしては、寛政九年（一七九七）九月付の自序を載せる閑叟新樂定『足利学校蔵書目録』が知られている。同書は次のような詳細な解説を載せているのである。

礼記正義 全三十五本

跋云、六経疏義、自京監蜀本皆省正文及注。又篇章散乱、覽者病焉。本司旧刊易・書・周礼・正経注疏、萃見一書、便於被釋。他経独闕。詔熙辛亥仲冬、庸備員司庚遂取毛詩礼記疏義如前三編彙精加讎録正用録諸本、庶

廣前人^{（一）}之所未備。之若春秋一經、顧力未暇、姑以胎同志云。壬子秋八月、三山黃唐謹誌トアリ。第一卷ノ表紙
 ウラニ、郊特性内則王藻此三編欠。本經自八至九、正義自三十三至四十欠ト誌シテ松竹清風之篆印ヲ押ス。上
 杉憲実手書也。四本不足ノママニテ寄附アリシナリ。補本四冊ハ抄本ナリ。其首ニ、紫府豊後僧一華学士於武
 州勝沼以印本令書写寄進一度校合畢ト誌シアリ。補本ハ附釈音ノ本ニテ、世ニ南宋ノ人ナリ當時コノ正義本世
 ニナキ故ニ附釈音本ニテ補ヒシト見ユ。且上杉氏ノ力ヲ以テスラ全本ハ得カタキト見ユ。當時書乏シキ事知ル
 ヘシ。

しかも榎斎は同書を自ら書写して架蔵していた。国立公文書館内閣文庫所蔵本（請求番号二一九一—三二—一
 九〇六七）がそれである。ただし、奥書などではなく、榎斎がこれを書写した時期は不明である。筆跡からは、文
 化初年、あるいはそれ以前の成立と考えるのは無理だといわれている。^{（二）}閑叟は、学外の者としては始めて、足利
 学校のすべての蔵書を点検した人物である。もし、榎斎と面識のある人物であつたとしたら、榎斎が『足利学校
 蔵書目録』を書写したのは後年のこととしても、榎斎は閑叟から足利学校の蔵書に関する知識を得る機会があつ
 たということになる。しかし、両者に面識のあつた可能性を示唆するような資料は未だ発見されていない。

閑叟は榎斎の親友市野迷庵や松崎慊堂と親しかったようである。『慊堂日曆』天保二年四月七日の条に次のよ
 うに伝えている。

余廿歳、与俊卿及樗園学琴於新築郷右衛門。二子皆受其譜。余乏天分、受調弦入弄長相思陽関三疊而止。新、
 時為御徒衆。粗能博涉。後致仕、号閑叟、聞寓足利学校。爾後不相聞者四十年。

慊堂二十歳は寛政二年（一七九〇）である。俊卿は迷庵の字。樗園は迷庵の『詩史顰』に序文を寄せている杉
 本良、字子敬であろう。幕医杉本仲温である。

国立国会図書館所蔵森約之旧蔵本『足利学校書目』（内題「足利学蔵書目録」）に、迷庵書写本『足利学校蔵書目録』の奥書が移写されている。

此巻ハ友人新築閑叟ノ録スル所ナリ。学校蔵スル所、古本・旧鈔ノ大概見ルヘシ。原本ニ近世寄附スル所ノ書ヲノスレトモ、其書ミナ世上ニ流布スル所ノモノニテ、奇異アルニアラス。且、近時名ヲ好ム人々、自作ノ詩文ナトヲ寄附スルヲノセタリ。予、書写スルニ懶クシテ、此ニ略セリ。

文化壬申秋日 迷庵野客

壬申は九年である。閑叟と親しかった迷庵が『足利学校書蔵目録』を書写したのは、同書成立の十五年後ということになる。無窮会専門図書館所蔵閑叟自筆稿本『閑叟雜録』によれば、閑叟は足利学校に寓したあと、信越に遊んでいる。また、享和三年には、箱館奉行戸川筑前守に陪従して箱館へ渡り、エトロフ島で越冬、文化三年に一旦江戸へ戻ったものの、同四年、再びエトロフ島へ渡り、同五年七月に病を得て帰府するまで、江戸に落ち着くことはなかったという。⁽¹⁰⁾恐らくそのことと関係があるのだろうが、閑叟と親しかった迷庵でさえ、同書を書写する機会を得たのが文化九年であるとなると、校斎が同書を書写する機会を得たのは、それより後であった可能性が高いということになる。校斎の筆跡から予想された同書の成立時期とよく一致する結論である。

校斎書写本『足利学校蔵書附考』が成立する前後までに、憲実寄進の『礼記注疏』の欠巻が附釈音本の写本をもって補ってあることを校斎が知ったとすれば、平吉兄の手控えの記事を措いて、ほかに何もなかったはずということになる。そうであるならば、第一の書き入れが、扉見返しに平吉兄の手控えの記事が書きとめられる以前に、一丁オ上欄に書き入れられるということとはあり得ないと断言してもよいことになる。

第一の書き入れのもう一つの問題は、扉見返しの手控えの記事は「僧一華、以附釈音本補写之。」と、

補配された本が写本であることを明瞭に伝えているのに対して、椋斎書き入れの「附釈音本ヲ以テ補テアリ。」では補配された本が刊本であるのか、写本であるのか明瞭でない。そういう記事を、あえて「望之按」として書き入れているのは不審である。扉見返しの記事と重複する内容の記事を、あえて「望之按」として該当事項の上欄に書き入れた理由として考えられるのは、附釈音本の写本で補ってであると平吉兄の手控えには書きとめてあるが、その通りであることを、自分も確認しているということを示すためであったということである。書き入れの目的が補配された本に関する情報の提供ではなく、情報を確認したことを示すことにあったとすれば、前に触れたような記事の不明瞭さは問題にならないし、重複した内容の記事が見開き両面に記入されていることの説明も可能になる。また、書き入れの目的が補記された本に関する情報を確認したことを示すことにあったとすれば、椋斎がその情報を確認する機会を得たのは、文化十三年に、御書物奉行近藤守重すなわち正斎が足利学校の貴重書を江戸へ取り寄せた時、宋刊本『礼記注疏』（内題「礼記正義」）は三月十五日の求古楼展観に出陳されなかった本であるから、別の日に、近藤邸において披見したと推定するが、その時において、ほかになかったはずである。正斎が宋刊本『礼記注疏』を江戸へ取り寄せたことは、文化十三年四月二十日付の自跋を載せる正斎の『御本日記続録』巻上の「礼記正義」の項に、「足利学校蔵スル処ノ礼記正義ハ南宋光宗紹熙二年浙江が版本ナリ。イマ陸徳明ノ音義ヲ附セス。曲来曰、母不敬ト云ヨリ起テ、礼聞来学、不聞往教ト云ニイタルマテヲ第一巻トス。道徳仁義非礼不成ヨリ詔之則口而対ト云マテヲ第二巻トス。是七十ノ全巻トナル所以ナリ。」と述べているところを見れば、原本を調査したものでなければ書けない内容であることをもって、推定可能である。そうであるすると、書き入れが行われたのは文化十三年以後ということになり、蘭軒自筆奥書の日付「文化癸丑小春」が文化乙丑小春の誤記である可能性はほとんどなくなるといことになる。

(2) 第二の書き入れは、一丁オ七行目「右宋板十三經之五經」と、その下から次行にかけて割り書きされた篁墩の注「按するに、十三經と云る目、玉海にも見えたり。是は十經に三伝を合ていへり。明に至て、更に孟子を加へ、春秋を左氏に合して、是を十三經といへり。」に対するもので、「望之按、十三經ノ五經ト云ハ元ヨリ非也。此正義本ハ六經ノ内ノヨシ、宋人ノ跋文アリ」と述べている。「右宋板十三經之五經」は『足利学校書目』の編者が付した注で、その前の三行に掲出した憲実寄進の『尚書注疏』（内題「尚書正義」）『毛詩注疏』『春秋左伝注疏』『礼記注疏』（内題「礼記正義」）と、憲実寄進の『周易注疏』とは、宋版『十三經注疏』の一部として刊行された五經の刊本であることを注記したものである。割り書きした篁墩の注は、その原注を受けて、宋・王応麟撰『玉海』に「十三經」の名目が見えること、ただし、『玉海』に見える「十三經」は十經三伝をいう名目で、『孟子』を加えて「十三經」と称するのは明代に始まることを補足説明したものである。既に述べたように、篁墩のこの注は、草稿本の転写本第一系統第一類史跡足利学校所蔵『足利学校』所収本には移写されていないが、第一系統第二類前田育徳会尊経閣文庫所蔵本には上欄に移写されており、清書本の転写本第二系統の諸本に至って、本文の間に割り書きされるのである。篁墩は『文峰書簡第三』所収の天明四年九月三日付翠軒宛書簡に、「十三經名目之事、玉海ニミヘ候ヘハ、宋已来ノ名目ときこへ候。乍去、明朝ノ如ク孟子を加へたるニハ無之候。十經三伝を合して孟子を加へたるハ明朝の称にて御座候。」と報じている。恐らく、篁墩から送達された草稿を一読した翠軒が、「右宋板十三經之五經」について、宋代に『十三經注疏』が刊行されていたとは思えないが、いかがと、篁墩に説明を求めたことに対する回答であろう。その後、篁墩は、この箇所には注が必要と判断し、返却された草稿本の上欄に前記の注を書き入れ、清書本作製の際に、その注を本文の間に組み入れることにしたのである。注および書簡を読むと、篁墩は原注「右宋板十三經之五經」が誤りであることに気がついていなか

ったようである。篁墩の説くところは、『十三経注疏』の現存する刊本としては、山井鼎撰・荻生観補遺『七経孟子考文補遺』の「凡例」にあげる明代の正徳刊本・嘉靖刊本・万暦刊本・崇禎中汲古閣刊本が知られており、それより古い刊本の存在は未だ知られていないが、宋代において、「十三経」の名目が行われていたことは、『玉海』をもって確認することができるので、憲実・憲忠寄進の五経は宋版十三経の五経であるという原注の所説は信じてよいと判断すること、ただし、十三経に『孟子』を加えるのは明代になってからのことで、宋代においては『孟子』を加えず、十経三伝をもって十三経としていたので、同じく十三経と言っても、宋代と明代では内容を異にしていたと考えていること、そのようなことを述べているように読めるからである。榎斎の書き入れの前段において、「十三経ノ五経ト云ハ元ヨリ非也。」と原注の所説を否定して、篁墩の注の所説に関して全く言及していないのは、篁墩の注は原注の所説の補足説明であることを読みとり、原注の所説を否定すれば、あえてとりあげるまでもないと考えたからではなからうか。

憲実・憲忠寄進の五経は注疏合刻本である。古くは、経注本とは別に、疏（正義）のみが所謂単疏本（正義本）として行われてきたが、科挙の受験生など、読者の便宜を考えて、注疏合刻本が刊行されるようになったのであろうといわれている。『足利学校書目』の編者が宋版十三経の五経と認定したのは、右五経が注疏合刻本であったからであろう。ちなみに、正斎は『御本日記統録』に、「古ハ五経トモニ経注本ト正義本ト各単行セシナリ。」と述べ、「浙江本、初テ注疏会本ヲ彙編新刻シテ、初ニ易・書・周礼ノ刻アリ。」と述べている。右五経が十三経の一部として刊行された本でないことは、『礼記注疏』（内題「礼記正義」）の黄唐の跋に、「六経疏義、自京監蜀本皆省正文及注。又篇章散乱、覽者病焉。本司旧刊易・書・周礼正経注疏、萃見一書、便於披繹。他経独闕。紹熙辛亥仲冬、唐備貞司、遂取毛詩・礼記疏義、如前三経、編彙精加讎正、用鋟諸木、庶広前人之所未備。

乃若春秋一經、顧力未暇。姑以貽同志云。」と言うところをもって明らかであることは、既に正齋が指摘しているところである。椋斎の書き入れの後段に「此正義本ハ六經ノ内ノヨシ、宋人ノ跋文アリ。」と言うのは、右の黄唐の跋のことである。黄唐の跋が作られた時点で刊行されていたのは、『周易』『尚書』『周礼』『毛詩』『礼記』の注疏合刻本で、『春秋』の注疏合刻本の刊行を考えていたらしいが、未刊であった。『周礼』を刊行しているの、条件に恵まれていたならば、『春秋』三伝のほか、『儀礼』の注疏合刻本を刊行したかもしれないが、右の跋を見るかぎり、黄唐に十三經の注疏合刻本刊行の志があったとは思われない。「右宋板十三經之五經」は、椋斎がいう通り、従いかねる所説である。

次に触れておかなければならないのは、篁墩の注の前段「十三經といへる目、玉海にも見えたり。是八十經に三伝を合ていへり。」である。「十三經」という名目が、『玉海』に見えるというのは、卷四十三の「宋朝石經」の項の「石室十三經、孟蜀所鑄。故周易後書広政十四年歲次辛亥五月二十日。唯三伝至皇祐初方畢。故公羊伝後書大宋皇祐元年歲次己丑九月辛卯朔十五日乙巳工畢。周易、孫逢吉書。尚書、周徳正書。毛詩、張紹文書。周礼、孫朋吉書。儀礼、張紹文書。礼記、張紹文書。春秋經伝公穀、不題書人。論語・爾雅、張徳釗書。孝經・孟子、不題書人。」というくだりであろう。篁墩は、宋人のいう十三經には『孟子』は含まれていないと説明しているが、右の文によれば後蜀・広政十四年（九五）から北宋・皇祐元年（一〇四九）に至る時期に、『周易』『尚書』『毛詩』『周礼』『儀礼』『礼記』『春秋經伝』『公羊伝』『穀梁伝』に『論語』『孝經』『爾雅』『孟子』を加えて十三經と称することが既に行われていたことになる。篁墩は、右の文を読んだ上で、「是八十經に三伝を合ていへり」と主張しているのであろうか、読まずに憶説を唱えているのであろうか。

篁墩が時に『玉海』を検索していたことは、『文峰書簡第一』所収の天明二年三月十三日付翠軒宛書簡の追伸

に「又啓。作書之後、檢玉海第十三卷、載交趾、有彰聖嘉慶四字之年号。」と述べていることによって確認することができる。『玉海』卷十三の「歴代年号」の「嘉」の項に「彰聖嘉慶（交趾）⁽¹⁵⁾」と記載されていることを、三月十三日付書簡を書いた後、十九日付の追伸を書くまでの間に見出したというのであるから、篁墩自身『玉海』を所蔵していたか、身近に『玉海』を所蔵する親しい人がいたか、とにかく篁墩が『玉海』を気安く利用できる立場にいたことは間違いないまい。これが二年前、熊谷に居住していた頃のことである。その翌天明三年六月に、篁墩は水害に遭い、同月下旬、浅草竹門に移居した。蔵書が無事であったことは、『文峰書簡第一』所収の七月十二日付翠軒宛書簡に、「家具書冊など梁上へ上ケ申候而、水ニ浸シ候ニハ及不申候。」と報じていることをもって確認することができる。篁墩が『玉海』を所蔵していたのであれば、それは浅草竹門の新居に移されているはずである。熊谷の人の蔵書であったら、以後、篁墩は『玉海』利用の便を失ったことになる。もっとも、『文峰書簡第二』所収の天明四年四月十五日付翠軒宛書簡には「僕儀も当年四十歳ニ相成候。万好相止メ、経書を学究仕可申と相心掛申候ニ付、何とそ十三経求得申度大望ニ御座候。中々手ニ入不申事ニて、後ニ残り居候書物とも売払申候て、十三経料に備可申と存候」と述べている。『十三経注疏』購入に備えて、この時、蔵書を売却し、資金をつくることにしたとすれば、『玉海』も、その時、手放したかもしれない。手放したとすれば、『玉海』に十三経に関する記事があったことを思い起こすことはできても、その内容を正確に思い起こすことはできず、当て推量で、「十経ニ三伝ヲ合テイヘリ」と書いた可能性が高いということになる。恐らく「七経孟子考文凡例」に、「自漢唐芸文志及文献通考、有五経六経七経九経之目、而不称十三経。爾雅孟子古不列之経。経之者、自十三経始、輒近之称也。」と述べて、現存する『十三経注疏』の最古の刊本が明・正徳刊本であることに言及していることや、顧炎武『日知録』卷十八の「十三経注疏」の「宋時、程・朱、諸大儒出、始取礼記中之大学・中庸、

及進孟子以配論語、謂之四書。本朝因之、而十三經之名始立。」という説などに影響されて、『玉海』にいう「十三經」に『孟子』が含まれているはずはないと思い込み、とっさに考え出した説ではなからうか。『玉海』に挙げる十三の經書から『孟子』を除き、『春秋經伝』を『春秋經』と『左伝』とに分けて数え直せば、篁墩のいう十經と三伝になるからである。十經に三伝を合わせたものを十三經と称したことがあったという説を、篁墩のほかに唱えた人はいない。

前に述べたように、篁墩は、原注「右宋板十三經之五經」が誤りであることに気がついていなかったようである。実地に調査した者でなければわかるはずもないが、掖斎の書き入れは、それが誤りであることを明確に指摘している。足利の地を踏んだ形跡を全く残していない掖斎が、足利学校の貴重書『礼記注疏』の跋を証拠に、原注の記載は誤りであると断ずることができたのは、既に述べたように、御書物奉行近藤守重が文化十三年に足利学校の貴重書を取り寄せた折に、『礼記注疏』を調査する機会を得たからである。蘭軒が同席したか否かは明らかでないが、書物好きの両者のこと故、仮に掖斎が単独で近藤邸へ出向いたとしても、数日中には、その日得られた新知見は、掖斎から蘭軒へ、報告されていると考える。そうであるとすれば、掖斎の書き入れの内容は、蘭軒にとっては既知のことばかりであったはずである。蘭軒が、子孝に対して、掖斎の書き入れは移写するに及ばないと指示したと推定する所以である。

蘭軒自筆奥書本が文化二年乙丑に成立していたのであれば、蘭軒自ら同本に、この時得た知見を書き入れているはずである。同本に蘭軒の書き入れが行われていないことは、同本が文化二年乙丑の成立ではないことを示す傍証の一つと考えてよいのではなからうか。

(3) 第三の書き入れは、一丁ウ二行目下段に記載された上覧本『孟子』についての所見を述べたもので、「望之

按、此孟子ハ孫奭ノ疏ナリ。是モ宋板正義ト同シク、本文注文ヲ載セス、疏ハカリ也。」と記している。『足利学校善本図録』に掲載する『孟子注疏解経』である。『足利学校貴重特別書目解題』は「注疏合刻本ノ疏ノミヲ行書デ鈔録シタモノ」と認定している。椋斎の書き入れは、『足利学校貴重特別書目解題』の記述にくらべれば、不明確な点が目立つが、実際に同本を披閲した者か、あるいは披閲したものから情報を得た者でなければ書き得ない内容であることは、第一・第二の書き入れと同様である。文化十三年九月付で同本に書き入れられた御書物奉行近藤守重の跋に、「学校所蔵長享二年鈔本孟子註疏解経、校之今行本、異同不少。此鈔最為善本。今借之、使伊沢氏対校之。伊沢氏作函、予装褫、以還之。」というところから、蘭軒が同本を対校していることが判明する。また、同年三月十五日に開催された求古楼展観第九集に、足利学校所蔵として『周易注疏』と『文選』が出陳されているのに、同本と思われる『孟子注疏解経』が、所蔵者名不記載で出陳されているのは、記録の不備ではなく、『足利学校貴重特別書目解題』の「此書ハ一時佚出シタガ、文化十三年閏八月、福山藩ノ服貞吉ノ寄進ニヨツテ、復ビ学校ニ返ツタト伝ヘル。」という事情がからんでいたからと推察される。足利学校から流出した本であれば、主催者側としても所蔵者を記録するわけにはいかなかったであろうし、何よりも匿名という条件を示したからこそ、出陳が実現したに違いない。

『足利学校貴重特別書目解題』にいう「福山藩ノ服貞吉」は服部貞吉のことであろう。富士川英郎『菅茶山』に、茶山の『東征暦』文化十一年八月九日、同十日、十月七日、同十七日、同二十九日、十一月十五日、文化十二年正月八日、同十七日、同二十五日の条に服部貞吉の名が見えることを紹介している。ことに文化十二年正月二十五日の記事「服部貞吉、書を以て、明日、卿雲氏を訪わんと告ぐ。辞す。」によって貞吉が、椋斎とは相識であったことが判明する。椋斎と相識であったということは古書の愛好家であったことを示していると考えてよ

いであろう。また、文化十一年十月二十九日の記事、「服部貞吉、岡本（花亭）、和韻二十余首を寄す。」によれば、詩も嗜んでいたらしい。とすれば、蘭軒との交流も浅くはなかったであろう。同書に、天明七年正月二十六日に再発した一揆を鎮めるために、在府の大目付服部半助が国許へ派遣されたことが既述されているが、恐らく貞吉はその半助の子孫であろう。『広島県史近世資料編Ⅱ』所収の『阿部家分限帳』は、福山藩の在府の藩士で服部姓を名乗るの者は、半助しか載せていないからである。半助の禄高は百石であった。貞吉が『孟子注疏解経』の当時の所蔵者であったとすれば、貞吉に返納をすすめたのは同藩の医者蘭軒であろうが、説得が奏功したのは、御書物奉行の意向が強く働いたからであろうことは推察にかたくない。『足利学校貴重特別書目解題』に、「文化十三年閏八月、福山藩の服貞吉ノ寄進ニヨツテ、復ビ学校ニ返ツタト伝ヘル。」というのは、恐らく、『孟子注疏解経』に添えられた貞吉の寄進状の日付が閏八月となっていることで、貞吉が返納を承諾した後、蘭軒が対校し、函を作り、正斎が装褱すなわち破れを補修して、奥書を書き入れ、同本を足利学校へ返納したのは、正斎自筆の奥書の日付すなわち九月であったと考える。正斎が掖斎に対校させた南宋刊重言重意本『周礼』に書き入れられた正斎自筆の奥書の日付も九月であるから、両本は同時に返納されたものと推定される。

『孟子注疏解経』がいつ足利学校から流出したのか明らかでないが、個人の所蔵するところとなっていたとすれば、掖斎が同書を披閲し得たのは、三月十五日の求古楼展観に同書が出陳されたときしか機会はなかったはずということになる。第三の書き入れもまた、蘭軒自筆奥書本が文化二年乙丑の成立ではないことを示す有力な傍証である。

(4) 第四の書き入れは、三丁オ九行目、「山君彝、足利学に往て、根本八右衛門〈名遜志〉と共に」に対して、「君彝、俗称山井善八」と補足したもの、また、第五の書き入れは、三丁ウ四行目、「すへて輯一書とし、題し

て七経孟子考文といふ。」に対して、「山君彝輯ル所ハ七経孟子考文トイヘリ。後、物観ニ命シテ補遺ヲ作ラセラル。是ヲ合シテ考文補遺トイフナリ。(以下略)」と補訂したもので、いずれも、文化二年当時の校斎であっても、内容的に書き入れ可能であったと判断される。したがって、蘭軒自筆奥書本が文化十四年丁丑に成立したと考える上で、傍証となるものではないが、丁丑成立と考える上で妨げになるものでもない。

(5) 第六の書き入れは、四丁オー四行目、「此五経正義を宋本と定めし事ハ、其書、字行正大、紙墨精純にして、且、宋の帝の諱字の画を闕き、又、明世の諸本に脱逸せし所等も存せしの故を以て定たりと考文にいへり。」に対するもので、「周易・尚書・毛詩・礼記ノ四部、南宋板ノ正義本ニシテ、字ノ大サ銭ノ如ク、卷末、端平中、陸子通カ真蹟ノ題名アリ。左伝ノ一部ハ附釈音注疏本ニシテ、南宋末ノ刻本ナリ。」と述べている。篁墩が「考文」すなわち『七経孟子考文』に言うと述べているのは、「七経孟子考文凡例」の「有曰宋板者、廼足利字所蔵五経正義一通。所以識其為宋板者、字体平穩如銭大、款格寛広、每行字数参差不齊、絶無明世諸刻輕佻務整斎者之態。且凡字遇宋諸帝諱、輒欠其点画。」というくだりを指すのであろうが、篁墩のいう「明世の諸本に脱逸せし所等も存せしの故」に該当する文は見当たらない。記憶に頼って執筆したことによる齟齬と考えるべきか、篁墩があえて付加したと考えるべきか、定かでない。一方、校斎の書き入れもまた、正確さに欠けている。正確さに欠ける第一点は、「周易・尚書・毛詩・礼記ノ四部、南宋版ノ正義本ニシテ」と述べ、「左伝ノ一部ハ附釈音注疏本ニシテ」と述べていることである。『周易』『尚書』『礼記』の三部は所謂越刊八行本であるが、『毛詩』は、『春秋左伝』と同じく、建安・劉叔剛が刊行した所謂附釈音本十行本である。版式の違いを指摘することを主眼にして既述するのであれば、ここは、「周易・尚書・礼記ノ三部」「毛詩・左伝ノ二部」とすべきところである。もっとも、書き入れの全文を眺めていると、書き入れの主眼は、版式の違いを指摘することではなく、『春秋左

伝』が他の四部の経書よりも遅れて板刻された本であることを述べることにあったようにも思えてくる。『足利学校貴重特別書目解題』に、『毛詩』について、「附釈音十行本ノ初印本。十行本ノ注疏ノ伝来ハ稀デハナイガ、ソノ宋印本ニ至ツテハ伝来頗ル稀デ、九分九厘マデガ明ノ正徳又ハ嘉靖ノ補修本デアル。」と述べ、『春秋左伝』について、「前掲毛詩ノ如キ初印本デハナク、匡郭ガ稍太ク、字体モ多少異ナリ、誤刻ノ少クナイ補刻ヲ混ヘテルガ、ヤハリ、宋印本デアラウ。」と述べているように、同じ附釈音十行本であっても、初印本の『毛詩』にくらべて、補刻のまじる『春秋左伝』は見劣りする本である。板刻された時期も他の本より遅れると考えられる本である。そのことを、「左伝ノ一部ハ」「南宋末ノ刻本ナリ。」と書き入れるつもりで、前文の「南宋板ノ正義本ニシテ」の句に引きずられて、不用意に、「附釈音注疏本ニシテ」の句を挿入してしまったのではないかと考えてくるのである。越刊八行本は、それまで単行されていた経注と疏（正義）とを始めて合刻した本である。所謂注疏合刻本の始祖である。その成功に追隨して、注疏合刻本に更に陸徳明『經典釈文』の釈音を付載したのが所謂附釈音本（附釈音注疏本）で、劉叔剛の十行本がその始祖である。越刊八行本に対して、附釈音本であるといえば、それだけで遅れて板刻された本であることを印象づけることができる。『春秋左伝』は、他の四部とくらべてやや見劣りする本で、「南宋末ノ刻本」と考えられるということ強調するつもりで、不用意に、「附釈音注疏本ニシテ」の句を挿入してしまったのではないかと仮定すると、第六の書き入れにおける椽斎の意図するところも見えてくるのではあるまいか。すなわち、「七経孟子考文凡例」も寧墩の「附考」も、五経が南宋版の特徴を共通して具えていることを指摘するばかりであるが、五経を相互に比較すれば差違があること、ことに『春秋左伝』は、他の四部よりも遅れて板刻されたとしなければ説明しがたい特徴を具えていること、それを指摘することが、第六の書き入れにおける椽斎の意図するところであつたのではないかと思われるのである。正確

さに欠ける第二点は、「巻末、端平中、陸子適カ真蹟ノ題名アリ。」である。陸子適自筆の奥書が書き入れられているのは、『周易』で、『尚書』『毛詩』『礼記』には書き入れられていないのであるから、「巻末」の上に「周易ノ」三字を補うべきである。また、「南宋板の正義本」は、「南宋板ノ注疏合刻本」と書くべきところであろう。正義すなわち疏のみ単行の本が多く伝存している以上、それと混同される恐れのある用語の使用は避けるのが学者の心得というものである。ただし、「正義本」は当時の江戸の学者が疑念を抱くことなく使用していた用語のようであるから、掖斎一人を責めるわけにはいくまい。

第六の書き入れは、不用意な記述によって論旨に不明確な点が生じているので、蘭軒自筆奥書本の文化十四年丁丑成立を立証する上で、これを傍証の一つに数えるのは適當ではない。とはいえ、立証の妨げとなるものでもない。

- (6) 第七の書き入れは、四丁オ七行目、「文選 金沢文庫藏 二十一冊」の下之余白に、篁墩が「按するに、是写本なるへし」と書き入れていることに對して所見を述べたもので、「文選モ亦宋板ニシテ、金沢文庫ノ印アリ。永禄三年平氏政朝臣学校寄進ノ記アリ。後ニ九華叟及ヒ三要ノ題名アリ。」と述べている。篁墩は金沢文庫所蔵の本はすべて鈔本と思ひこんでいたらしい。『足利学校蔵書附考』の第一段落の「附考」、二丁オ六行目に、「金沢文庫に蔵せし書、悉く写本なるを見て知るへし」と述べている。その思いこみから、右のような書き入れを行ったのであろう。掖斎の書き入れはそれを訂正したもので、要を尽くしている。同本は、文化十三年三月十五日開催の求古楼展観第九集に出陳されており、掖斎の書き入れはそのときの所見に基づいて行なわれたものと考えられる。これもまた、蘭軒自筆奥書本が文化十四年に成立したことを示唆する傍証の一つに数えてよいであろう。
- (7) 第八の書き入れ「礼記卷末云、永和五年五月二日、以此本候禁裏御読訖、清原良賢トアリ。サレトモ、是ハ、

カクアリシ本ヲウツシタルニテ、良賢ノ真蹟ニハアラス。」は、四丁オ十行目上欄に記入されているが、これは、九行目に「板本」と標題して十行目上段に掲出している『礼記』を、『視聽草』続六集所収『下野国足利学校書目』に油小路大納言寄附として掲出する「礼記集(説) 唐本 五冊」、すなわち、『足利学校貴重特別書目解題』に、「礼記集説 十六巻 元陳澹撰 元・天曆元年刊本 五冊」として、第一冊(巻二)末に「至徳二年六月十一日、以五条大外記家本移点了。某本之奥書曰、永和元年五月二日、以此本侯禁裏御読訖。清原良賢」と書き入れられているのがそれである。書き入れに引用された良賢の奥書は、天曆元年刊本には「某本之奥書曰」として記載されているのであるから、同本を披見した者であれば、良賢の真蹟でないことをただちに諒解するはずであるが、掖斎が、わざわざそれを書き入れているところを見ると、江戸の学者の中に、真蹟と思い込んでいた者があったのであろう。

しかしながら、四丁オ十行目上段に記載された『礼記』は十冊である。天曆元年刊本『礼記集説』は五冊である。『下野国足利学校書目』は、「御上覧之書」として、最初に憲実・憲忠寄附の五経を挙げ、次に北条氏康・氏政父子寄附として「礼記 知模点 鄭氏註 十冊」と「文選 金沢文庫 五臣並李善註 廿一冊」を挙げ、次に「書本」として油小路大納言隆定寄附の十九部を挙げるが、その六番目にも「礼記鄭氏註 十冊」を挙げている。天曆元年刊本『礼記集説』は「御上覧之書」に含まれていないのである。『足利学校蔵書附考』は所謂上覧本二十八部と所謂拝領本十部に関して考察した書である。篁墩が披見した『足利学校書目』と同系統と認定される松浦史料博物館所蔵本『足利学校書籍目録』を見ると、『足利学校蔵書附考』と同じ配列で、「板本」の部の最初に「礼記 十冊」、「書本」の部の四番目に「礼記 鄭氏註 十冊」を載せている。これを『下野国足利学校書目』と比較するならば、「板本」の部に載せる『礼記』が氏康・氏政父子寄附の本で、「書本」の部に載せる『礼記』

が隆定寄附の本であることは、まずまちがいないといい得るであろう。

椋斎が自己の錯覚に気がついて天理図書館所蔵椋斎書写本に、後述する三箇所、手を加えたのは、同本が蘭軒から返却された後のことと推定する。蘭軒自筆奥書本に椋斎書写本に加えられた前記三箇所の修整が移写されていないからである。三箇所の修整というのは、第一に、四丁オ九行目の標目「板本」二字のそれぞれの中央に墨点を打って抹消していることである。第二に、四丁オ十行目上段の「礼記 十冊」の「礼記」の下余白に「書本」と書き入れたことである。蘭軒自筆奥書本は「礼記 十冊」と記載しているので、「礼記」の下余白に「書本」二字を書き入れたのは、蘭軒から本が返却された後と推定される。椋斎は、九行目の標目「板本」にまどわされて、十行目上段の『礼記』を天暦元年刊本『礼記集説』と思いこみ、どういふきっかけで錯覚に気がついたのか明らかではないが、ここにいう『礼記』が氏康・氏政父子寄附の鈔本であることに気がついて、十行目下段に載せる「周易 書本 十一冊」にならい、上段の記載を「礼記 書本 十冊」に修整したのである。そして、いずれも「書本」である『礼記』『周易』の標目として「板本」は不適當と考え抹消したのである。第三は、四丁ウ一行目の標目「書本」を、「板本」同様、抹消している。「書本」は「板本」の標目があって生きる標目である。「板本」を抹消するなら、これも不要と考えたのであろう。椋斎は天暦元年刊本を披見していたからこそ、この本かと錯覚し、また、氏康・氏政父子寄附の古鈔本を披見していたからこそ、自己の錯覚に気がついたのであろう。両書を披見する機会を椋斎に与えることができたのは御書物奉行近藤守重しかいとすれば、第八の書き入れもまた、蘭軒自筆奥書本が文化十四年丁丑の成立であることの傍証の一つとして使えるであろう。(8) 第九の書き入れは、四丁ウ六〇八行の上欄に記載された篁墩の注「此間、鈔本・彫本混収。未詳之。」に対するもので、「是等之書、皆鈔本ナリ。」と修正している。『足利学校書目』の編者は、「書本」の見出しのもとに、

『毛詩』『尚書』『周易』『礼記』『大易断例卜筮元龜』『易婦藏抄』『易略抄』『断易』『魯論』『論語』『円珠経』『古文尚書』(二部)『毛詩正義序』『周易繫辭』『周易抄』計十六部をあげているが、その中には「彫本」すなわち板本がまじっていると考えるものの、十六部すべてについて、鈔本か板本かをあきらかにすることは今はできないと竝墩が述べているのに対し、十六部はすべて鈔本で、板本は混じっていないと掖斎は主張しているのである。右十六部のうち、『断易』と『周易繫辭』は、閑叟新樂定が足利学校の蔵書を調査して、寛政九年九月に草稿本『足利学校蔵書目錄』を作ったとき、既に失亡していたらしく、同書には記録されていない。従って、掖斎は、十六部すべてについて実地に確認することはできなかったはずである。掖斎がどのようにして十六部が「書本」であることを確認したのか、明らかにすることはできないが、既述のように、所謂上覧本二十八部に含まれていない天暦元年刊本『礼記集説』まで披見していたと推定されるとすれば、例えば、御書物奉行近藤守重が足利学校から借り出した書籍を文化十三年九月に返納したとき、掖斎も同行して、足利学校において蔵書を調査したのではないかというようなことを考えたくなる。このことに関しては、現在、史跡足利学校の図書館に「足利学校来訪者」として、江戸時代に足利学校を訪問した人物の名を一覧表にして掲示しているなかに、「文化十三年狩谷掖斎・近藤正斎・市野迷庵」という項がある。この掲示内容の根拠となった資料について調査中であるが、調査の結果、掖斎が足利学校を訪問し、蔵書を調査したという証拠が得られれば、第九の書き入れは蘭軒自筆奥書本が文化十四年丁丑に成立したと考える有力な傍証となるであろう。残る十四部は、掖斎が言う通り鈔本である。第十以下の書き入れは、古活字版に関するもので、蘭軒自筆奥書本の成立を文化十四年丁丑と考える傍証となるものはない。もちろん、妨げになるものでもない。これらについては省略する。

附記

史跡足利学校所蔵本の調査にあたっては、足利市文化財専門委員会委員長倉澤昭壽氏、栃木県立佐野高等学校教諭柳沼倫明氏、足利市教育委員会事務局史跡足利学校管理事務所山本浩一氏の御尽力を賜りました。記して謝意を表します。

- (1) 「安永・天明期の吉田篁墩 二 『足利学校蔵書附考』上」(『一橋論叢』第一三二卷第三号、平成一六年三月)。
- (2) 長澤規矩也・川瀬一馬編『足利学校貴重特別書目解題』(足利学校遺蹟図書館、昭和十二年六月) 四頁。
- (3) 川瀬一馬『増補新訂足利学校の研究』(講談社、昭和四十九年六月) 二四五頁。
- (4) 梅谷文夫『狩谷校倉』(吉川弘文館、平成六年一月) 一二二頁。
- (5) 『足利学校貴重特別書目解題』一二二頁。
- (6) 右同書一一頁。梅谷前掲書一二二頁。
- (7) 梅谷前掲書一二三頁。
- (8) 前掲拙稿一七三頁。
- (9) 川瀬一馬前掲書二四五頁。
- (10) 梅谷文夫「新楽閑叟がエトロフ島より発したシヤナ事件に関する書簡」(『一橋論叢』第一一四卷第三号、平成七年九月)。
- (11) 一橋大学附属図書館所蔵『御本日記統録』巻上、十丁ウ。
- (12) 静嘉堂文庫所蔵元版十行本『十三経注疏』の存在が知られるようになるのは二十世紀になってからである。
- (13) 前掲『御本日記統録』巻上、十一丁ウ。
- (14) 同右、九丁ウ。
- (15) 『四庫類書叢刊』所収『玉海』(巻十三、二十六丁オ) (上海古籍出版社、一九九二年七月)。